時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には毎號肆綱なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千四百五十三號
明治廿五年九月廿一日　水曜日
舊暦壬辰八月朔日　（丙辰）
月出午前五時二十九分　入午後五時三十八分
月出午前十時五十九分　入午後五時三十五分
月出午前十時五十五分　入午後五時三十九分
（西暦一千八百九十二年）

（本號）（面）　明治二十五年九月廿一日　（定價金二錢）

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一百月前金五十錢〇三百月前金一圓五十錢〇六百月前金三圓〇一百年前金六圓〇月賦休刊
〇時事新報社より直接に郵送スルモノハ右定價ノ外一百月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行　半　付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄送に付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるのみと雖も時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

左の一篇は頃日米國發兌の雜誌チーションの文を意譯したるものなり近來は我國の勞働社會にも時として同盟罷工に類する事動ありと云へば經濟家の參考にもと思ひ記して社説に代ふ

勞働組の壓制

勞働社會の首領輩は近年頻りに資本の壓制を說て止まざれども吾々の考にては今日は却て是れ勞働壓制の世の中なりと斷言せざるを得ず新來の暴君を名づけて勞働の職合又は團結したる勞働と云ふ凡そ國中何處の如何なる種類の工場に用ひられ居る職工にても自他の共益を計るとの雅勝なる口實に托して組合を作り其組合の面々は當に己れの組合の爲めに規則を設るのみならず又組合外に在る國中一切の職工をも此規則の中に網羅せんとし尚ほも進んで雇主さへ己れの權内に置かんとせり今この勞働組の爲す所を觀るに例へば賃銀の割合は何程、勞働の時間は幾何を以て至當とする抔の議を決して之に利害を感ずる者共へ決議の次第を報告し其干渉する所は單に賃銀、時間等の經濟談のみに止まらず進く歩を進めて道德の區域に侵入し組合員の行狀を監督する嚴律を設けて之に違背する者は少しも其罪を借さず凡そ正直とは如何なるものを指して云ふや勉强とは如何なる次第なりや雇主の命に隨ふは何れの道まで然る可きやなど一々、調合を嚴違し苟も勞働組が之を有罪と認むるに非ざれば假令ひ雇主が組合員を目して不正直なり、懶惰なりと云ふも之に承服するみとなく工場より放逐せんとするも之を肯ぜず又この組合は勞働の市場を專有し無所屬の職工をして組合が狂絶したる所の仕事に服するを得せしめず又組合が其權勢を張らんが爲めには或は同盟罷賣又は腕力暴行、甚だしきは殺害の毒手殺さへ之を施すに憚らざるもの多し

ひかし合衆國南部の奴隷持主は監督の手を借りて規則を强行したり然るに此新形の奴隷制度即ち勞働組合に於て監督の代りと成る者は「巡廻委員」なり巡廻委員とは雇主と職工との間に葛藤を生ぜしむる外、何一ツ爲めに日々四五弗の金を取りて得々たる所の果報者と云ふなり然るに彼等は唯金を取るも其外面不體裁なるにや常に蚤取眼にて葛藤の種を採るに忙しく既に近日のヘラルド新聞にも巡廻委員のみとを記して云く

彼等は平々凡々たる職工にして其經驗は彼等の商賣道具を使用するの一點に止まるのみ各巡廻委員は集會の夜に至るまでは己れの部下の大將なれども當夜は四方八方より辨難攻擊の起るありて疲れ果つるなり然れども集會と集會との間に於ては彼れの言葉即ち法律なり己れの部下の何人をして何時にも同盟罷工せしむ可く之を命ぜられたる人は無言に命を奉ぜざる可らず巡廻委員は幾多の建築最中の家屋を巡廻し若しも其蚤取眼が何か不都合を見出し例へば其場に無所屬職工の働き居るか但しは同盟罷賣したる材料を用ひ居る等の事あれば直に之を責め咎るを猶豫せず

斯る堪へ難き壓制を說明するに屈强なる一例あるは茲に在る所有のグランド センツラル ホテルの主人チツリー ヘーンズなる者が近頃紐育府ブロードウエーすに就き新に裝飾を加へんが爲め紐育府へ來りて十萬弗を費さんとしたるが總額の四分の三は職工の賃銀に拂ふ可き豫算にして ヘーンズ氏は職工と談判を遂げ雙方に滿足なる約條を取結びたり然るに仕事の未だ結ばるや始めらざるに彼の巡廻委員が其場に出張して勞働九時間とあれ共八時間に改む可しと云ふに ヘーンズ氏は之を承諾したり夫れより二週間の後に又候巡廻し來りて當仕事場の大工の中には一日、三弗二十五錢の給料を受くる者ありみは三弗五十錢にせざる可らずと云ふに氏は此要求も容れたり然るに未だ數日を出でず巡廻委員は再び來りて ヘーンズ氏に云ふやう氏はポストン府より二人の階子段を造る職人を雇ひ居れり此兩人は勞働組の者には相違なしと雖も其が所持の免狀を拂ふに非ざれば終に公業をして此壓制の場を代へて當市に仕事を爲すを得可き免狀料を拂ふに非ざれば當處に働くみと認成らずと此葛藤は彼の犯則者兩人がポストン府へ歸りて漸く落着を告げたり之に次で起りたる出來事の次第は左の如し

職工の働き居る最中に巡廻委員は傍若無人にも仕事場へ踏込み來りて場内を勝手に涉行き職工の姓名を手帳に記して其勞働組に屬するや如何を問質したり其とき大工の一人は「足下の知る所に非ず」と云放ちけるが翌日、巡廻委員は職工を仕事場へ來る途中に要し同盟罷工の命令下りたる旨を告げたり職工の中には涙を流してみは情なき命令かな家には妻子の飢餓に苦み居るさへあるものをと打悄れたる者もありけるが兎にも角にも一同は唯諾で命を奉じたり彼の巡廻委員は尚ほ之にても立腹の餘えずやめりけん

○東京府告示第六十號を以て海軍々人傳習生徒の定員傳給府會議員ノ補闕撰擧
明治廿五年九月廿一日
赤坂區撰出

雜報

○下士の定員傳給

○遞信省告示第二百十三號
海軍艦船吉野へ點附ノ信號符字ハ左記ノ如シ
明治廿五年九月二十日
遞信大臣伯爵黑田清隆

信號符字	艦名
G Q F R	吉野 Yoshi-no

官報